

2022年

5月号

T
O
P
I
X

社労士事務所 Ripples 事務所レポート

自動車を使用している企業はチェック！道路交通法改正

テーマ① 新たに追加された安全運転管理者の業務、改正が適用される事業所

テーマ② 中小企業の法改正対応ポイント

連絡先：〒416-0948 静岡県富士市森島 260-19 TEL:0545-67-6112 FAX:0545-67-6113 E-mail:sazanami330@gmail.com

現在、自家用自動車を一定台数以上、業務で使用する事業所等は「安全運転管理者」を選任する必要がありますが、令和4年4月と10月に改正道路交通法施行規則が施行されることに伴い、選任された安全運転管理者は、事業所の運転者に対する酒気帯びの有無を確認・記録することが義務付けられました。営業車や送迎用にマイクロバスなどを使用する企業では対応が必須となります。

そこで5月号では、新たに追加された安全運転管理者の業務、改正が適用される事業所、中小企業の法改正対応ポイントなどについてご説明します。

テーマ① 新たに追加された安全運転管理者の業務、改正が適用される事業所

自家用自動車を一定台数以上、業務で使用する事業所等は交通事故等を防止するため「安全運転管理者」を選任する必要があります。

今回の改正前は、安全運転管理者に対して、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運転後において“酒気帯びの有無を確認すること”やその“確認内容を記録すること”は義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていませんでした。

今回の改正により、この点が改められ、安全運転管理者の新たな業務が追加されることとなりました。そこでテーマ①では、新たに追加された安全運転管理者の業務、改正が適用される事業所、安全運転管理者等の要件などについてご説明します。

■新たに追加された安全運転管理者の業務とは？

2021年11月に公布された「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」。この法律により、事業所が選任した安全運転管理者の業務として、以下が追加されました。

- ①運転の前後に、運転者に対して目視およびアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認すること。
- ②確認の記録を1年間保存すること。
- ③正常に機能するアルコール検知器を常備すること。

上記の業務については、2段階の施行となっています。まず初めに、2022年4月から施行されるのが、「酒気帯びの有無の確認及び1年間の記録の保存」です。酒気帯びの有無の確認は“目視等で確認”することになりますが、具体的には、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

次に、10月から施行されるのが、「アルコール検知器の使用等」になります。アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものであることが求められます。施行は10月からですが、施行日前からできる限り、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認をすることをおすすめします。

なお、ここで定められた1年間の記録の保存について、保存方法は定められておらず、日誌等の手書き、デジタルデータなどいずれでも可となっています。

■改正が適用される事業所とは？

業務で一定台数以上自動車を使用する事業者等は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、その使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任する必要があると上述しましたが、今回の改正が適用される事業所の具体的な要件は以下となります。

- ・乗車定員 11 人以上の自家用自動車（いわゆるマイクロバス等）1 台以上
- ・それ以外の自家用自動車（トラック、普通自動車、軽自動車等）は 5 台以上
- ・運行管理者（※）を選任している事業所は除く

自動二輪車（50cc を超えるもの）を業務で使用しているという事業所もあることでしょう。それについては、1 台を 0.5 台として計算します。

※運行管理者とは、運送会社などで配置が義務付けられている国家資格です。ドライバーの疲労、健康状態を把握し、安全な運行を実現するための指導を行います。

■安全運転管理者等の要件は？

安全運転管理者に選任するためには、一定の要件が必要です。また、安全運転管理者のほか副安全運転管理者というのもあります。事業所は自動車定員数に関わらず 20 台以上事業で使用する自動車を保有する場合に 20 台ごとに副安全運転管理者を 1 名選任し、副安全運転管理者は安全運転管理者の補助業務を行います。安全運転管理者、副安全運転管理者と要件が若干異なりますので、その要件を確認してみましょう。

【安全運転管理者】

- ・運転管理経験が 2 年以上
- ・年齢 20 歳以上の方（副安全運転管理者を選任しなければならない場合は、30 歳以上）

【副安全運転管理者】

- ・運転管理経験が 1 年以上または運転経験が 3 年以上の方
- ・年齢 20 歳以上の方

さらに資格要件として、過去 2 年以内に、ひき逃げ、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転などの違反行為をしたことがないというのも求められます。もし選任後に、安全運転管理者等がこのような違反を犯すなどして不適格となったら、使用者は自主的に解任を行う必要があります。使用者がこれを怠っている場合、公安委員会が使用者に対し、解任を命ずることができます。

■安全運転管理者等の選任を怠った場合、どうなる？

安全運転管理者や副安全運転管理者の選任を怠った場合、「5 万円以下の罰金」（法人等両罰 5 万円以下の罰金）という罰則が設けられています。

なお、万一、業務中の飲酒運転等が警察によって検挙された場合には、その背後責任について徹底した捜査が行われ、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認がなされることとなりますのでご注意ください。

テーマ② 中小企業の法改正対応ポイント

安全運転管理者の選任は、「乗車定員が 11 人以上の自家用自動車 1 台」か「それ以外の自家用自動車を 5 台以上保有している」事業所に義務付けられていますので、多くの中小企業が安全運転管理者を選任する必要が出てくることでしょう。ただ、選任する必要性がわかっても、実際にどのような対応をしたらいいのか、悩むところですよ。

そこでテーマ②では、中小企業の法改正対応ポイントなどについてご説明いたします。

■ポイント 1：安全運転管理者等の選任要件に該当するか否か、改めてチェック

上述のとおり、自家用自動車を一定台数以上、業務で使用する事業所に該当したら、安全運転管理者等を選任する必要が出てきます。

選任にあたり注意しないといけないのが、企業単位ではなく“事業所単位”での人選が必要な点です。同じ法人であっても、部署の所在地ごとに別の事業所として選任・届出が必要となり、また、同じ所在地にある部署であっても、“使用者”ごとに別の事業所として選任・届出が求められます。

なお、使用者とは、この制度における届出者のことをいい、自動車の運行を総括的に支配する地位にある者、使用者責任を負う者です。多くは事業主、所属長などを指します。

選任の基準となる自動車は、社用車、従業員の持ち込み車両、リース車両を含む業務で使用するすべての自動

車となるため、その視点でカウントしてみると、大半の中小企業が該当する可能性が出てくるでしょう。改めて、御社が安全運転管理者等の選任要件に該当するか否か、まずはチェックするようにしてみてくださいね。

規定の台数以下の場合であっても、安全運転管理者を選任することは可能です。選任する場合は、選任届の提出をし、年度内に1回の法定講習を受講させましょう。

■ポイント2：「安全運転管理者等法定講習」を受けさせよう

次に、安全運転管理者等の要件（※テーマ①でご説明）に該当する社員をピックアップし、安全運転管理者等法定講習を受講させるようにしましょう。この講習の開催日程は都道府県によって異なりますので、居住の都道府県の交通安全協会が発表する情報を確認します。

講習は6時間かけて最新の道路交通法や交通事故情勢など、安全運転管理業務に必要となる重要な情報を学びます。

■ポイント3：安全運転管理者等の届出と申請手続きを行う

安全運転管理者等の届出と申請手続きは、安全運転管理者を選任した側の事業所側が行う必要があります。選任した日から“15日”以内に、自動車の使用の本拠を管轄する公安委員会（事業所を管轄する警察署）で手続きを行います。手続きをする際には以下の書類を添付しましょう。

<届出書に添付する書類>

- ・安全運転管理者に関する届出書
- ・安全運転管理者本人の本籍記載の住民票
- ・安全運転管理者本人の運転免許証の写し
- ・安全運転管理者本人の運転記録証明書（過去3年）

なお、届出を怠った場合にも、自動車の使用者及び法人に対して2万円以下の罰金等といった罰則が設けられていますので、ご注意ください。

■ポイント4：安全運転管理者等に業務を行わせる

安全運転管理者の業務は、運転者の適性等の把握、運行計画の作成などの業務になりますが、今回の道交法の改正により追加されたのが、酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）、アルコール検知器

の使用等（令和4年10月1日施行）です。

こういった改正に対応していくためにも、年1回行われる法定講習を受けさせ、知識をアップデートしていく必要があります。

■ポイント5：就業規則「車両管理規程」を作成しておくで安心

車両管理規程とは、社員が業務で自動車を使用する際に、企業が運用上定めるルールになります。車両管理規程を定めておくことで、道交法の遵守に加えて、万が一、社員の行為により賠償責任が発生するようなことが起きた場合、会社を守ることに繋がります。

民法715条では使用者等の責任が定められていますが、社員が事故を起こした場合、使用者として会社にも損害を賠償する責任があると定められています。つまり、第三者に損害を与えた場合、被害者である第三者に対して会社や当該社員の事業監督者も賠償しなければならないのです。

ただし、社内で車両管理規程を作成した上で、管理監督について厳正に注意をしたにもかかわらず事故が発生した場合、使用者としての損害賠償責任の割合が軽減される可能性があります。

社員が業務で事故を起こした場合のみならず、業務時間外に私用で社用車を運転して起こした事故についても使用者責任が認められた判例があることなどから、事故から生じるリスクを回避するためにも、車両管理規程を作成し、交通事故を起こさないような管理監督をしなければなりません。

車両管理規程は、社用車以外のレンタカーやマイカー、バイクや自転車についても会社の実態に合わせてポイントを押さえながら作成する必要がありますので、ご不明な点等ございましたら弊所までお気軽にお問合せください。

以上、自動車を使用している企業はチェックしておきたい「道路交通法改正」についてご説明しました。タクシーやバスの運行会社、宅配業者などは必ず安全運転管理者が必要となりますし、こういった業態でなくても自動車を一定台数以上業務で使用している場合には、選任の義務が生じます。労働者の安全を確保するため、会社を守るためにも、要件に該当した安全運転管理者を選定し、企業としての義務や責任を果たすようにしましょう。

事務所からの一言

千葉県で起きてしまった酒気帯び児童 5 人死傷事故も記憶に新しいところです。あってはならない事故を未然に防ぐための法改正ですが、運送業以外の中小企業も対象となるため、対策が急がれます。アルコール検知器も品薄となっているようです。

弊所では、日本法令ブランドの「運転者アルコールチェック点呼記録簿」を取り扱っております。わざわざシステム導入するのは、コストも時間もかかり覚えるのも大変です。A4 サイズの手書き書式なのでわかりやすく記入保管すれば簡単に運用できます。50 枚 1 セット価格は 660 円です。お問合せ、サンプルのご希望はお気軽に弊所まで。（芦原）

社会保険労務士事務所 Ripples (りぷるす)

社会保険労務士 芦原百合子

〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

TEL 0545-67-6112

FAX 0545-67-6113

Mail sazanami330@gmail.com

HP <https://www.sr-ripples.com/>